

候補者名 ※上から回答順	<p>【質問1】不登校の捉え方について</p> <p>現在、不登校児童生徒数は全国的に増加しています。不登校を主にどのような課題として捉えていますか。長崎県知事としての基本的な認識をお聞かせください。</p>	<p>【質問2】学校に通えない子どもの「学ぶ権利」の保障について</p> <p>長崎県では、不登校児童生徒の学びの場として「教育支援センター」や「学びの多様化学校」が設置されていますが、地理的条件や定員等により、実際には利用できない子どもがいます。</p> <p>こうした既存の制度にアクセスできない子どもたちの学ぶ権利を、県としてどのように保障すべきだとお考えですか。県の役割についてお聞かせください。</p>
平田 研	<p>不登校児童生徒数は全国的にも、そして長崎県においても増加傾向が続いています。</p> <p>不登校問題については、教員や家族が学校や家庭における子どもたちの小さな変化を早い段階から発見し対応することで、発生を予防することが必要です。</p> <p>しかしその要因がますます複雑・多様化する中、不登校の発生を防ぐことにも限界があり、不登校になってしまった子どもたちに、それぞれが置かれた状況に応じ、学びを継続できる環境を確保することが大切と考えます。</p> <p>現在、こうした不登校の子どもたちの学びの場の確保のため様々な支援を行っていただいている団体等があり、学校や行政においてはこうした皆様との連携・協力を図りながら、長崎県に生まれた子どもたちの教育・学びの機会の確保に努めていきたいと考えています。</p>	<p>行政において、「教育支援センター」や「学びの多様化学校」の設置拡大に努め、その支援対象や支援エリアなどを可能な限り充実していくことも必要と考えます。</p> <p>しかしながら、それには一定の限界もあり、また子どもたちが置かれた状況によっては、こうした学びの場に参加することが困難な子どもたちもいるものと思います。従って、不登校児童生徒においては、それぞれの実情に応じて、幾つかの方法の中から自らが学びやすい形を選択できることも重要と考えます。</p> <p>そのためフリースクールや様々な子どもの居場所の利用や、インターネットやメタバース等を活用した学習環境の提供など、様々な手法を用いて子どもたちの学ぶ権利を保障できるよう努めて行きます。</p> <p>※メタバースは他の自治体で不登校への活用事例あり。長崎県の次期総計では、不登校に限らず多様な教育として活用を掲げている。</p>
つつい涼介	<p>子どもたちの命と尊厳に関わる問題だと捉えています。私自身も中学生1年生の頃、環境の変化や人間関係などが要因で不登校になった経験があり、その頃は将来に希望が持てないでいました。</p> <p>不登校を子どもたち自身や保護者の甘えという主張がありますが、これは子どもたちの尊厳を傷つける言論だと考えております。</p> <p>子どもたちの命と権利を守るために、学校を休む権利が保障されるべきです。また、多様な対応ができるような選択肢を増やし、それぞれのケースに対応できる制度設計やサポート体制を県としてつくりたい。</p>	<p>県内各自治体どこでも不登校児童生徒に対応する機関、相談窓口を行政の責任で設置します。ソーシャルワーカーなどの人員も一定確保し、きめ細かい対応ができるようにします。</p>
大石賢吾候補者 (代理 勝野淳一・ 後援会事務所 長)	<p>不登校の増加を重要な課題であると認識しています。子どもが安心して過ごせる居場所や心のケア、きめ細かな支援体制の充実を重視し、教育委員会や地域と連携した支援策を拡大する方向で取り組んでいます。</p>	<p>県は、地理的条件に関係なく教育機会を提供する仕組みづくりを進めており、従来の教育支援センターや別室支援だけでなく、ICT・遠隔教育を活用した学びの機会の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置増強により、学習や居場所づくりの確保と同時に、子ども本人への接点を増やす取り組みも進めています。</p>

候補者名 ※上から回答順	<p>【質問3】フリースクール利用に対する家庭への経済的支援について</p> <p>不登校児童生徒がフリースクール等を利用したいと考えても、家庭の経済的負担により利用を断念し、社会的孤立が深まるケースがあります。一方で、他県(東京都、茨城県、長野県、滋賀県、鳥取県、福岡県など)ではフリースクール利用に対する家庭への経済的支援制度が実施されています。</p> <p>長崎県において、フリースクール等を利用する家庭への経済的支援について、どのようにお考えですか。</p>	<p>【質問4】】不登校をきっかけとした保護者の就労への影響について</p> <p>不登校をきっかけに、「休職・退職(不登校離職)」や「早退・遅刻・欠勤の増加」「雇用形態の変更」など、保護者の就労に影響が生じている家庭が多くあります。(約8割にのぼるという調査結果があります)</p> <p>このような不登校をきっかけとした保護者の就労・生活への影響を、県としてどのような課題と捉え、どのように向き合うべきだとお考えですか。</p>
平田 研	<p>近年、物価高騰などの影響により、子育て家庭における教育、子育て等に対する経済的負担は増加しているものと考えています。</p> <p>そのため、子育て家庭に対しては、保育、医療、教育等のそれぞれの分野における子育て家庭のニーズや優先順位を十分踏まえながら、経済的支援の充実に努めていく必要があると考えています。</p> <p>その検討の際には、フリースクール等を利用する家庭、或いは特に経済的に困窮している家庭への支援など、様々な観点から支援のあり方を検討してまいります。</p>	<p>不登校児童生徒を育てる家庭では、不登校をきっかけに保護者が休職・離職や早退・欠勤等を迫られるケースも多いと思われます。</p> <p>こうした保護者の就労に関する問題は、家庭の生活や経済不安に直結するものであり、保護者のみならず、不登校児童生徒の生活や精神的負担にも影響するものと考えます。</p> <p>そのため、不登校児童生徒を育てる保護者が、子育てを行いながら保護者との役割を果たすことができるよう企業経営者等に理解を求めるとともに、在宅において就労し収入を得ることのできる雇用形態の活用や、一旦離職した場合でも再就職がしやすいような技術・技能修得への支援、多様で働きやすい雇用の場の確保などに努めてまいります。</p>
つつい涼介	<p>フリースクール利用費の半額以上を自治体が負担し、経済的に困難な家庭は無償にします。自治体だけでなく、国への財政支援を求めます。</p> <p>給食費無償化を実現している自治体がありますが、フリースクールを利用する子どもたちへ昼食費補助をつくります。</p> <p>交通費助成のため、フリースクール等の利用者にも通勤通学定期を適応できるよう、関係各所へ働きかけます。</p>	<p>家庭の経済的負担にもなりかねない問題だと捉えています。</p> <p>不登校は介護休業の対象であることを周知徹底し、子どもに適した取得要件とし、活用しやすくします。年単位の「不登校休業制度」をめざします。「看護休暇」を拡充するとともに、テレワークや時差出勤、短時間勤務、転勤規制など育児と働き方の両立を支援します。</p>
大石賢吾候補者 (代理 勝野淳一・ 後援会事務所 長)	<p>県としましては、フリースクール等の運転安定化や活動機会の拡大が、結果として利用者側の学びの保障につながると考えており、民間支援機関との連携・支援を重視しています。県単位でのフリースクール利用料の直接補助制度は導入できていませんが、今後の検討課題になると考えます。</p>	<p>子どもの不登校が保護者の就労に影響を与えることは深刻な問題だと考えます。今後、教育だけでなく労働や福祉の課題として配慮することが必要だと思います。 ①保護者の就労支援・相談窓口の強化、②地域の支援ネットワークの構築、③多様な柔軟な働き方の普及促進支援、④保護者同士の交流や情報共有の支援、といった視点が今後求められていると思います。</p>

候補者名 ※上から回答順	<p>【質問5】不登校支援において最も大切だと考えること</p> <p>国は2016年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」において「学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性」、「不登校児童生徒の休養の必要性」を認めてます。</p> <p>不登校の子どもとその保護者を支援するにあたり、最も大切だと考える視点・価値・姿勢は何だとお考えですか。</p>
平田 研	<p>不登校児童生徒、そしてそうした子どもを育てる家庭は、様々な複雑かつ困難な課題を抱えていることが多いものと思われます。</p> <p>そのため、教育や学びの確保という視点に留まらず、こうした児童生徒や家庭が抱える問題を解決するための様々な社会的支援制度の活用や関係機関との連携も必要であり、こうした観点からも十分なケアに努めていく必要があると考えます。</p> <p>その上で、こうした問題の解決に努めながら、対象の児童生徒が様々な不登校を対象とする教育・学習の支援の方法の中から、その児童生徒に合った方法にアクセスできるように、関係機関と連携しながら支援に努めていく必要があると考えています。</p>
つつい涼介	<p>子ども自身や保護者の考え方を尊重し、ケース別に対応することだと考えます。</p> <p>一口に不登校といっても、どんなことをサポートして欲しいかは、各家庭で違いがあります。画一的な対応ではなく、要望を聞いた上でプランを立て、支援をしていくことが大事ではないでしょうか。</p>
大石賢吾候補者(代理 勝野淳一・後援会事務所長)	<ul style="list-style-type: none"> ①「こどもが主役」;こども自身の意思・主体性を尊重する支援 ②「多様な主体の連携」;行政だけでなく、地域や民間とも協働する支援ネットワーク ③「子どもの声を聴く」;支援の設計に当事者の意見を反映 ④「安全安心な居場所づくり」;学び・居場所を「安心感ある場」として整備 ⑤「支える側への配慮」;保護者や支援者を含めた支援環境全体の充実